

業者に対する処分方針

平成 27 年 2 月 1 日

(目的)

競争的研究費等によって取引を行う業者への取引停止等の処分方針等を業者に対し、周知徹底すること。

ア. 周知する内容

本学ホームページにて公表している、競争的研究費等の取扱いに関する体制整備等で掲載している諸規定等

イ. 周知方法

本学ホームページ及び郵送

ウ. 周知する時期、回数

- ①新規に取引を行う場合は、取引を開始しようとする時期
- ②継続取引がある業者へは、3年に1回

(誓約書の提出)

一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮し、取引業者に対し、誓約書の提出を求める。

ア. 業者の選定方法及びその選定方法を採用した理由

前年度の取引合計額が、100万円を超える場合または、1件の取引額が100万円を超える取引を行う業者を対象とする。

イ. 提出を求める時期、回数

年度の初め、1回/年

(誓約書の内容)

- ①本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと
- ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ③不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ④構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

誓約書提出における注意事項

尚綱大学・尚綱大学短期大学部（以下、「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規程及びその他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意のうえ提出願います。

記

1. 法令等の遵守

- 1) 取引にあたり、贈賄・談合など本学職員との癒着が生じることがないようにしてください。
- 2) 取引にあたり、調達の仕様を十分ご確認のうえ、納品を行ってください。なお、納品の際、本学の検査に不合格であった場合は、速やかに交換等を行って下さい。
- 3) 次の行為は、不正経理としますのでご注意ください。
預り金（本学教職員からの預け金の依頼の承諾）
取引事実と異なる書類の提出
- 4) 発注は、原則として事務職員が行います。ただし、1件50万円未満の調達については、教員による発注を認めています。
なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めませんので、併せてご留意ください。
- 5) 日付については、「実際の作成日」「発送日」「社内決裁日」等、作成者側のご事情に応じた日付を記入いただいて差し支えありませんが、空欄とはしないで下さい。

2. 取引先選定の公平性

- 1) 本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知ください。

3. パートナーシップ

- 1) 本学教職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにしてください。また、その場合は本学の通報窓口にご連絡ください。
- 2) 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、取引記録に関する帳簿等の提供などにご協力ください。

4. 経費節減

- 1) 本学の調達案件においては、高品質かつ安価な調達ができるようご協力ください。

誓 約 書

当社（当法人）は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 尚綱大学・尚綱大学短期大学部が定めた不正行為防止に関する諸規程等を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 学校法人尚綱学園、もしくは尚綱大学・尚綱大学短期大学部による内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部から取引停止を含む、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 尚綱大学・尚綱大学短期大学部の構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼があった場合には、大学ホームページ上に記載のある「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程」に定められた通報窓口連絡すること。

令和 年 月 日

学校法人 尚綱学園
尚綱大学・尚綱大学短期大学部学長 殿

(住 所)

(社 名)

印